



主な保険用語の説明

保険用語	説明
約款	契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを記載したものです。
保険証券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
主契約と特約	基本となる契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるなどのために主契約に付加する契約内容を特約といいます。
責任開始日	契約の引受けを当社が承諾した場合に、第1回目の保険料の払込みおよび告知が完了した日をいいます。
契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)をもつ人のことをいいます。
被保険者	保険の対象となっている人のことをいいます。
受取人	死亡保険金・入院給付金などを受け取る人のことをいいます。
保険金	被保険者の死亡・高度障害などのときにお支払いするお金のことです。
給付金	被保険者の入院・手術などのときにお支払いするお金のことです。
保険料	保険契約に基づいて契約者が保険会社に支払うお金のことです。
支払理由	約款で定める、保険金などをお支払いする理由をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金などをお支払いできない事由をいいます。
告知義務と告知義務違反	契約者または被保険者には、契約の申込みをするときに過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態など、当社が質問する事項について報告していただく必要があります。これを「告知義務」といいます。質問した事項について事実と反して報告がなかったり、事実を曲げて報告したときなどには、告知義務違反として、当社は契約の効力を消滅させる(解除する)ことがあります。
解除	告知義務違反などにより、契約の全部または一部を消滅させることをいいます。